

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島県呉市広多賀谷一丁目9番30号

氏 名 株式会社 こっこー
代表取締役 槇岡 達也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

呉市長 新原 芳明



許可の年月日 令和元年11月18日

許可の有効年月日 令和6年11月17日

1. 事業の範囲

事業の区分 収集運搬（廃油、廃酸、廃アルカリ、廃水銀等及び汚泥の積替え・保管行為を含む。）

特別管理産業廃棄物の種類

- ・廃油：揮発油類、灯油類、軽油類、特定有害産業廃棄物（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むものに限る。）
- ・廃酸：水素イオン濃度指数2.0以下のもの、特定有害産業廃棄物（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むものに限る。）
- ・廃アルカリ：水素イオン濃度指数12.5以上のもの、特定有害産業廃棄物（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むものに限る。）
- ・感染性産業廃棄物
- ・廃水銀等
- ・汚泥：特定有害産業廃棄物（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むものに限る。）

以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

裏面記載のとおり

3. 許可の条件
余 白

4. 許可の更新又は変更の状況

令和元年11月22日
令和4年6月22日

更新許可

変更届出（代表者の変更）

以下余白

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ ~~無~~

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類，積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所 在 地	面 積	種 類	保管上限	積上げ高さ
呉市広多賀谷一丁目 9番30号	0.36 m ²	廃油（揮発油類，灯油類， 軽油類，特定有害産業廃棄物（トリクロロエチレン， テトラクロロエチレンを含むものに限る。））	0.2 m ³	屋内容器保管
	0.72 m ²	廃酸（水素イオン濃度指数 2.0以下のもの，特定有害産業廃棄物（水銀又はその化合物，カドミウム又はその化合物，鉛又はその化合物，有機燐化合物，六価クロム化合物，砒素又はその化合物，シアン化合物，トリクロロエチレン，テトラクロロエチレンを含むものに限る。））	0.4 m ³	屋内容器保管
	0.72 m ²	廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの，特定有害産業廃棄物（水銀又はその化合物，カドミウム又はその化合物，鉛又はその化合物，有機燐化合物，六価クロム化合物，砒素又はその化合物，シアン化合物，トリクロロエチレン，テトラクロロエチレンを含むものに限る。））	0.4 m ³	屋内容器保管
	0.72 m ²	廃水銀等	0.4 m ³	屋内容器保管
	0.72 m ²	汚泥（特定有害産業廃棄物（水銀又はその化合物，カドミウム又はその化合物，鉛又はその化合物，有機燐化合物，六価クロム化合物，砒素又はその化合物，シアン化合物，トリクロロエチレン，テトラクロロエチレンを含むものに限る。））	0.4 m ³	屋内容器保管